

総合防除とは

化学農薬だけに頼らず、耕種的、物理的、生物的手法を総合的に組み合わせた発生予防が中心の病害虫防除手法(IPM(総合的病害虫・雑草管理)の考え方を活用)。

1. 策定の背景

1. 植物防疫における現状

- ・温暖化による病害虫の発生増 ・薬剤抵抗性の発達(化学農薬への過度な依存)

2. 国の動き

- ・みどりの食料システム戦略の策定(令和3年5月) ⇒SDGsや環境を重視する動きに対応
- ・植物防疫法の改正(令和4年4月)⇒発生予防を中心とした「総合防除」の推進を明記
- ・改正植防法に基づき、(国)基本的指針(令和4年11月)を策定

3. 都道府県においては、総合防除計画を策定すること (法第22条の3第1項)

2. 大分県総合防除計画の概要

1. 趣旨・方針

みどり戦略、基本の方針に基づき、大分県における総合防除の推進を図る旨を記載。

2. 総合防除を推進する品目

(1)国が指定する品目

普通作(水稻、麦類、大豆)、野菜類(ピーマン、ねぎ、いちご、トマト)、果樹類(かんきつ、ナシ、ぶどう)、茶

(2)その他総合防除技術の推進する品目

野菜類(かんしょ、シソ)、果樹類(キウイフルーツ)、花き類(キク、ホオズキ)

3. 実施体制等

大分県、農業団体、市町村と協力して推進

総合防除の取組例

○イチゴ

- ・健全苗の導入(耕種的:萎黄病、炭疽病の感染など)
- ・底面給水による水はね防止(物理的:炭疽病等)
- ・天敵類による害虫防除(生物的:ハダニ類、アブラムシ類、アザミウマ類)

